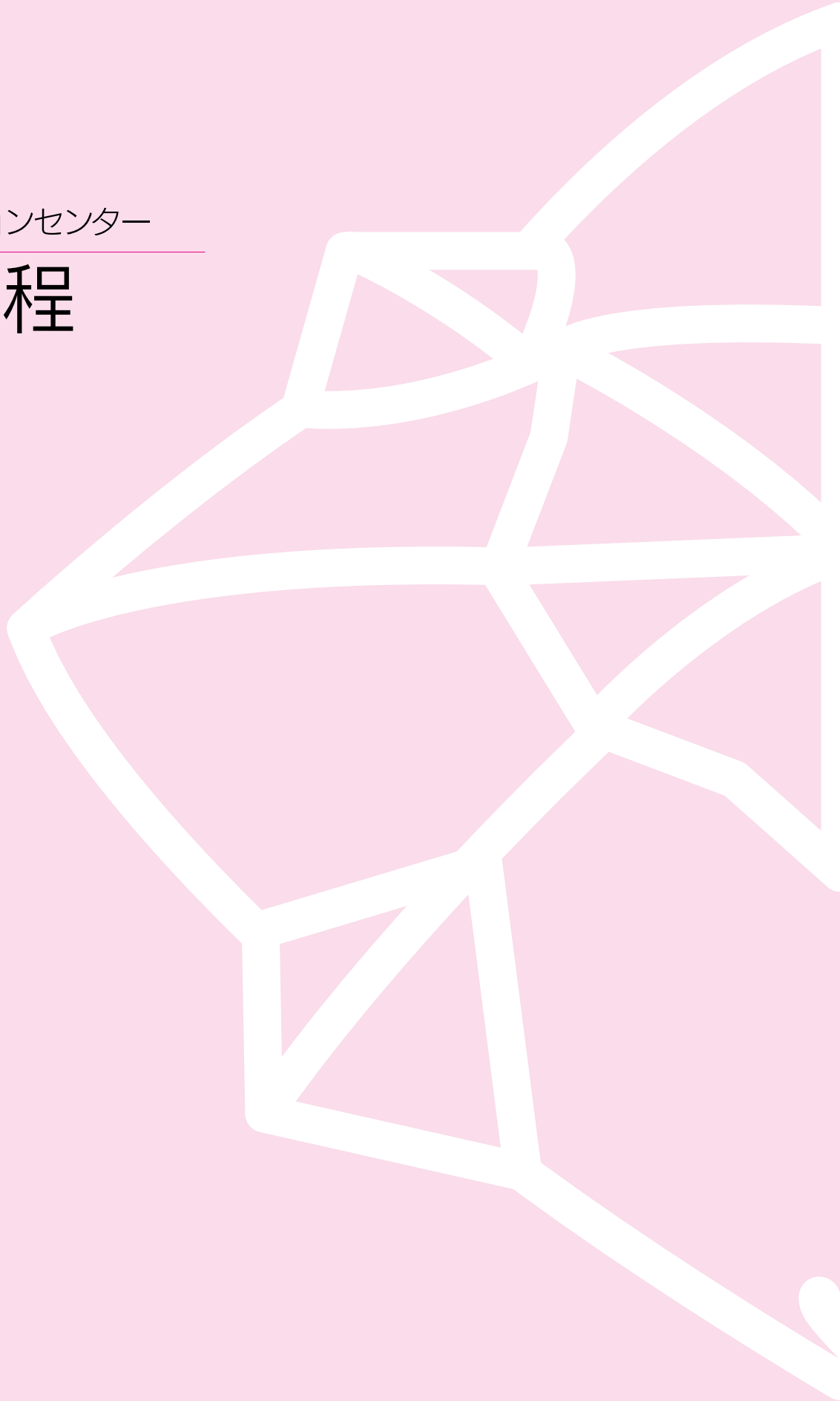


沖縄コンベンションセンター

利用規程





目次

CONTENTS

●ご利用の流れ P.4

1 利用の申し込み P.5～P.7

1. 利用予定施設の空き状況確認	05
2. 予約申し込み	05
3. 利用許可申請書提出	06
4. 施設利用料のご入金	06
5. 担当者との打ち合わせ	06
6. 施設利用料残金及び附属設備利用料金のご入金	07
7. 追加料金のご入金	07
利用制限	07

2 利用変更および取消し P.8

1. 利用権の譲渡、転貸について	08
2. 利用変更	08
3. 取消し(催事または、一部利用施設)	08

3 利用上の管理責任 P.9～P.11

1. 申請者の義務について	09
2. 遵守事項	09
3. 清掃・ゴミ処理	09
4. オプションサービス	09
5. 宅配便	10
6. コピー機・FAX	10
7. 駐車場	10
8. 医療機関	10
9. 火気・危険物	10
10. 誘導灯の消灯	10
11. 禁止事項	10
許可を要する行為	11

4 施設利用上の注意事項 P.12～P.14

共通	1. 催物当日	12
	2. 防災・避難誘導體制	12
	3. 附属設備利用上の諸注意点について	12
	4. 仮設電源の利用	13
	5. 仮設電話取付に伴う構内電話の利用	13
	6. 屋外水道の利用	13
	7. 屋外設営	13
	8. 搬入・搬出	13
	9. インターネットの利用	13
	10. 催物の宣伝、入場券の発行等	13
会場別	・展示場	14
	・劇場	14
	・会議場	14

5 火気危険物品等の取扱い P.15～P.16

6 裸火等使用承認申請書等の書き方 P.17

7 避難経路図 P.18～P.21

展示棟	18
劇場棟1階	19
会議棟A	20
会議棟B	21

沖縄コンベンションセンター



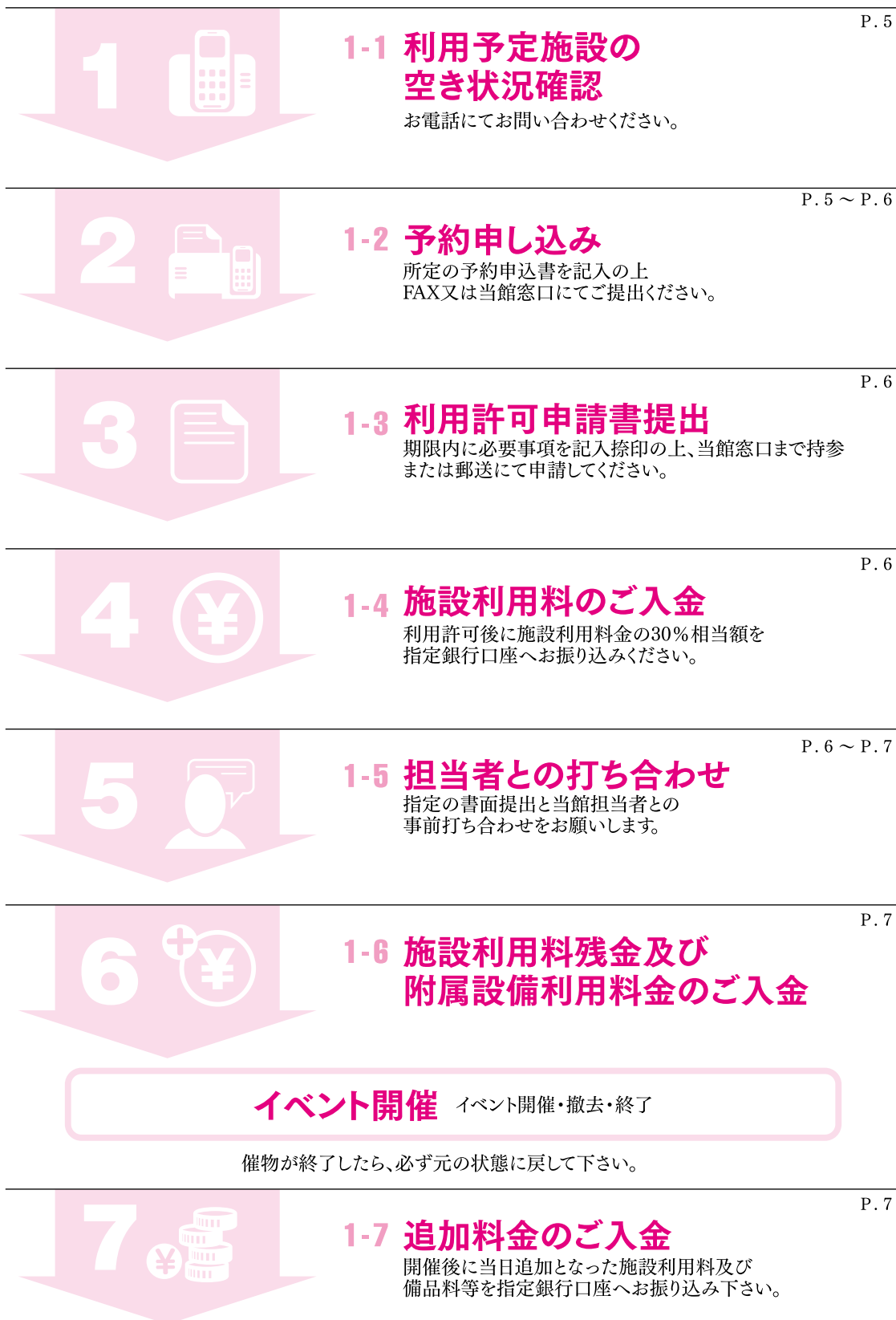
国道58号線 →

駐車保有台数	
第1駐車場	133台
第2駐車場	178台
第3駐車場	112台
第4駐車場	37台
第5駐車場	52台
合計	512台

施設分類凡例

- 身障者用駐車スペース
- 身障者トイレ
- 喫煙場所
- 自動販売機
- 点字ブロック
- 部分はテント設営禁止

ご利用の流れ



1 利用の 申し込み (1)

1-1 利用予定施設の 空き状況確認



開館日	1月4日～12月28日
開館時間	9:00～22:00
受付営業時間	9:00～17:00
休館日	年末年始（12月29日～翌年1月3日） ※施設設備の点検等のため臨時に休館することがありますので、 ご利用にあたっては事前にご確認ください。
問合せ先	住所／〒901-2224 沖縄県宜野湾市真志喜4-3-1

☎098-898-3000

🌐 ホームページアドレス → <http://www.oki-conven.jp/>

※申請者の方は主催者の方用ページをご覧ください。

1-2 予約申し込み



予約受付開始日

予約の受付開始日は下記のとおりです。

受付開始日	会議区分
利用開始日の「3年前」	国・沖縄県等が主催する会議、国際会議等 全館利用の県外会議
利用開始日の「2年前」	展示場、劇場ホール、会議場A1、会議場B1を利用する県外会議等
利用開始日の「1年前」	県外会議等 展示場、劇場ホール、会議場A1、会議場B1を利用する県内会議等
利用開始日の「6ヶ月前」	上記以外の会議等

※「国際会議等」→ 来日した外国籍の参加者があるMICE

※「県外会議等」→ 沖縄県外の居住者を主たる対象として開催されるMICE

* MICE・・・Meeting(会議), Incentive(報奨・研修旅行), Convention(国際会議), Event(展示会・見本市)

※予約は原則として先着順ですが、国際会議、大規模・長期間利用の順に優先権が与えられます。

利用期間

施設を連続して利用する場合の利用期間は、10日以内とします。
但し、特別の理由があると認められるときはこの限りではありません。

利用時間の区分

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00

①必要があると認められるとき、又は特別の理由があり、かつ当館の管理運営上支障がないと認められるときは、上記時間以外においても、利用を認める場合があります。

②当初打合せの予定時間を超えて利用した場合は、**超過30分毎に延長料金を申し受けます。**

③開館時間外の利用に関しては、ホール・設備担当者の派遣費が発生します。

・ホール(展示場2名・劇場4名・会議場A 2名・会議場B 1名)、設備(2名)

・30分1人当たり1,620円(税込み)

※上記は原則として当館の管理運営に必要な人員数となります。

④利用時間については、**会場の準備から撤去までを含みます**ので、それらを十分考慮の上、利用時間をご検討下さい。

⑤連続借用時の中日に关しましては全日借用扱いとなります。

1 利用の 申し込み(2)

1-2 予約申し込み



予約方法

①お電話にて空き状況確認後、所定の予約申込書に必要事項を記入のうえ、FAX又は直接当館窓口にご提出下さい。(予約申込書写しを必ず保管しておいて下さい。)

問合せ先 TEL098-898-3000 FAX098-898-2202

申込書提出先 〒901-2224 沖縄県宜野湾市真志喜4-3-1
沖縄コンベンションセンター管理事務所 受付担当

受付時間 9:00～17:00

②ご提出いただいた「予約申込書」の内容を確認後、「利用許可申請書」を送付致します。利用許可申請書に必要事項を記入捺印のうえ、下記の期限内に当館窓口まで持参されるか、郵送により申請して下さい。初めて当館をご利用なさるお客様は会社概要等を提出して下さい。

- 「1年以上」前に予約した会議等……………利用日の「1年前」から指定日までに
- 利用日まで「1年をきっている会議」等……………予約申込書提出後「2週間」以内に

※最終受付日に予約された場合は即日提出

※提出期限内に利用許可申請書を提出されない場合、自動的に取消される場合もありますのでご注意ください。

1-3 利用許可 申請書提出



利用許可申請書の最終受付

展示場・劇場	会議場A1・会議場B1	その他の会議場
催物開催日の1ヶ月前まで	催物開催日の10日前まで	催物開催日の7日前まで

※打合せ及び利用料の支払いが予約当日までにできる方に限ります。

1-4 施設利用料の ご入金



施設利用料入金

利用許可後、「施設利用料の30%相当額」を請求いたします。請求書に記載された指定日までに、当館が指定する銀行口座へお振込み、または当館窓口にて現金でお支払い下さい。但し、催物の申し込みが3ヶ月をきって申し込まれる場合は、打ち合わせ終了後、施設利用料及び附属設備等利用料の全額支払いとなります。

1-5 担当者との 打ち合わせ



利用開始日の2ヶ月前までに申請書類等を提出して下さい。なお、当館との窓口は「申請者」に一本化させていただいておりますので、責任をもって関係者間の連絡調整をお願い致します。

また、2ヶ月前までに当館担当者と日程調整を行い、1ヶ月前までには基本的な打合せを終えて下さい。但し、1ヶ月を切る場合は近日調整を致します。

【下見】

- ・事前に会場を下見することができます。会場が空いている日のみ可能となりますので、日程についてはあらかじめ当館へご相談下さい。
- ・1時間を超える場合は借用扱いとなり、料金を申し受けます。

【打合せ内容】

- ・入館、開場、開演、終演、退館の時間について(作業内容等含めスケジュールの確認)
- ・会場レイアウト、借用備品、持込備品等について
- ・許可を要する行為について(広告類の掲出・配布、飲食、物販、展示、裸火の使用、テレビ中継等) ※P.11を参照下さい。
- ・その他使用上の注意及び確認等

1 利用の 申し込み(3)

1-5 担当者との 打ち合わせ



【打ち合わせ時に必要な書類】

企画書、プログラム、関係業者一覧、設営工程表、会場全体レイアウト図、駐車場係員・屋外設置物等配置図、仕込み図(舞台・照明・音響・映像・看板・電気・電話)、その他参考となる資料等、申請関係書類。※催物によって必要書類等が異なります。

【申請書類】

行為許可申請書、電気工事届書、構内電話設備使用届、催物開催届出(消防)、裸火申請書(消防)、LAN変更利用申込書、簡易営業許可書(露店等)

【官公署への届出等】

施設利用に関して必要な法令等に定められた関係官公署等への行為許可申請、届出等の手続きは、利用者において行っていただきます。届出済みあるいは承認済みの書類の写しを打合せの際に1部を当館へ提出して下さい。

※各官公署へ届出をする前に、必ず当館担当者へ申請内容の確認を行って下さい。

申請内容	関係機関 / 連絡先
展示場で催物をする場合 火気・スモークマシン・危険物を利用する場合	宜野湾市消防本部 TEL 098-892-2299
交通整理・誘導又は警備等の必要がある場合	宜野湾警察署警備課・交通課 TEL 098-898-0110 (代)
露店・屋台等を臨時に出展する場合	中部福祉保健所 TEL 098-938-9787 宜野湾市消防本部 TEL 098-892-2299
酒類を販売する場合	沖縄税務署関税課 TEL 098-938-0031
音楽著作権関係	(社)日本著作権協会・那覇出張所 TEL 098-863-1228
当館周辺道路で看板を設置する場合	南部国道事務所嘉手納出張所 TEL 098-936-7033

1-6 施設利用料残金及び 附属設備利用料金 ご入金



打ち合わせ終了後

利用料は、前納となります。利用を許可された場合は、下記のとおり利用料をお支払い下さい。(注:申請者が支払い責任者となり、請求先となります。)

「施設利用料」の残額 及び「附属設備等利用料」の全額

※お支払いは、請求書に記載された指定日までに、当館が指定する銀行口座へお振込み下さい。但し、催物の申し込みが3ヶ月をきって申し込まれる場合は、施設利用料及び附属設備等利用料の全額支払いとなります。

1-7 追加料金のご入金



催物終了後

追加となった施設利用料及び附属設備等利用料の全額

※お支払いは、請求書に記載された指定日までに、当館が指定する銀行口座へお振込み、または当館窓口にて現金でお支払い下さい。

利用制限



次の事項に該当する場合、ご利用の申込みをお断りさせていただくことがあります。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められる場合。
- (2) 当館や他の利用者又は当館周辺の地域等に著しく不快感を与えるおそれがあると認められる場合。
- (3) 当館施設、備品等を損失するおそれがあると認められる場合。
- (4) 集团的、又は常習的に暴力等の不法行為や反社会的な行為を行い、又は行うおそれがある組織等が利用すると認められる場合。
- (5) 当館の設置目的を逸脱するおそれがあると認められる場合。
- (6) 当館の管理運営に支障があると認められる場合。

2 利用変更 および取消し

1 利用権の譲渡、 転貸について



申請者は当館の承諾なく利用権の**全部、又は、一部を第三者に譲渡、転貸**することはできません。催物内容の変更は原則として認めないものとします。ただし、変更の内容がやむを得ない事情によると認められる場合は、その限りではありません。

2 利用変更



利用許可申請書を提出後、申請者の都合により利用時間・会場等を変更する場合は、所定の「利用変更許可申請書」に必要事項を記入の上、事前に許可を受ける必要があります。**利用期間の変更に関しては原則として認めません。ただし、変更の内容がやむを得ない事情によると認められる場合は、その限りではありません。**

なお、申請者の変更はできません。新たに利用許可申請を行う必要があります。

3 取消し（催事または、 一部利用施設）



所定の「利用取消届」に必要事項を記入の上、当館までご連絡下さい。この場合、別に定める**キャンセル料**を申し受けます。ただし、天災地変、不可抗力による場合は、その限りではありません。

キャンセル料

利用開始日までの期間により、次のとおり「キャンセル料」を申し受けますが、既に納められた利用料と相殺することになります。

1年前の前日までに取消	1年前から30日前までに取消	29日前以降に取消
なし	施設利用料の30%相当額	施設利用料及び 附属設備等利用料の全額

3 利用上の 管理責任(1)

1 申請者の義務について



- ①利用期間中に、物品、展示品の盗難・破損等の事故及び不測の事態等によりご利用者、出演者、ご来場者等に事故、汚損、紛失等が生じた場合については、当館に重大な過失がない限り、当館はその責任を負いかねますので、ご了承下さい。
- ②当館の施設・附属設備等を損傷、紛失、汚損した場合には、原状回復に必要な料金を頂くことがあります。(特に、飲食に関してはカーペットのシミ、汚れ等のクリーニングが必要となりますのであらかじめご了承下さい。)
- ③天災地変、交通機関の途絶などの不可抗力によって会議等が実施できない場合の損害、及び禁止行為により利用の取り消しや利用の停止が生じた結果による損害についても、当館はその責任を負いかねますので、ご了承下さい。
- ④盗難、損傷、火災のおそれのある場合はあらかじめ事故防止に必要な対策を講じるとともに各種保険への加入をご検討下さい。

2 遵守事項



利用者は次の事項を遵守して下さい。

(1) 安全管理

- ①催物の参加者の秩序ある行動や事故防止のための案内誘導を適切に行うとともに、展示品等財産の盗難を防止するため、適切な管理を行って下さい。
- ②不時の災害や事故等に備えて、施設ご利用前に非常口、消火器の位置、避難誘導方法等の確認をして下さい。また、避難経路の確保を十分に行って下さい。

(2) 事故等の報告

万が一、病人・事故等が発生した場合は、すみやかに当館担当者までご報告下さい。管理事務所にて応急処置用の救急箱と、AEDを用意しております。

(3) 原状回復の義務

利用を終了したときは、すみやかに設備等を利用前の状態に戻して下さい。(利用中に利用の停止を受けた場合も含まれます。)

(4) 物品の販売

物品の販売については、催物運営に関係のあるものに限ります。所定の場所において当館担当者の指示に従って下さい。

(5) 職員の立入り

施設の管理運営のため、利用中に当館担当者が会場へ入ることがありますのでご了承下さい。

3 清掃・ゴミ処理



使用期間中及び使用後の清掃、ごみ処理は申請者で行って下さい。処理業者(有料)に委託する場合は、当館担当者へお尋ね下さい。

※ケータリング、出展等に利用した**油類、飲食物、アルコール類、薬品等を施設内排水管に捨てることは禁止**しています。

4 オプションサービス



看板、舞台・音響・照明、装花、ドリンクサービス、弁当、ケータリング等のオプションサービスを希望される場合は当館担当者へその旨お伝え下さい。

3 利用上の 管理責任(2)

5 宅配便



事前に当館への資料等の送付を希望する場合は、必ず事前にご連絡下さい。**送付物には催物名・利用日・利用会場の記載**をお願いします。催物当日、管理事務所へ荷物を受取にお越し下さい。

また、当館から宅配便等を発送する場合は、「着払い伝票」を用意していますので、当館担当者へお尋ね下さい。

6 コピー機・FAX



コピー機・FAXの利用は有料となります。管理事務所にコピー機、FAXがありますので、利用の際は当館担当者へお尋ね下さい。データ出力用のPCも用意しています。

7 駐車場



当館利用者の駐車場は、催物によって駐車場割振を行いますので、駐車スペースは当館担当者へご確認ください。(当館駐車場 計458台 内身障者用10台 / 駐車無料)

なお、駐車場を利用する際の駐車場内の**誘導・整理は、申請者の責任**で駐車場係員を配置して下さい。

8 医療機関



当館より徒歩10分程度の場所に医療機関があります。

海邦病院 ☎098-898-2111

9 火気・危険物



裸火(ロウソク・花火等)、特殊効果、危険物(石油・アルコール等)、スモークマシン等を使用する場合は、事前に当館担当者へ申し出、宜野湾市消防本部への「**裸火等使用承認申請書**」または「**催物開催届出書**」申請が必要となります。

※会議場での火気・危険物の使用は不可(ケータリング用アルコールランプは使用可能)

10 誘導灯の消灯



演出上必要となる場合に限り、一時的に避難口誘導灯を消灯する事ができます。ただし、休憩時間などは点灯するものとします。階段又は傾斜時に設ける通路誘導灯、客席誘導灯(足元灯)については、消灯しません。誘導灯を消灯する場合は、事前に当館担当者へ申し出、宜野湾市消防本部への「**催物開催届出書**」申請が必要となります。

※入場者に対して公演前に消灯する旨の案内が必要です。

※消灯時は誘導係員が必要です。(展示場:10名、劇場:1階10名/2階6名/3階4名)

11 禁止事項



- ①館内はすべて禁煙です。
- ②当館の許可なく火気類の利用及び危険物の持ち込みは、お断り致します。
- ③火災、爆発その他危険を生じるおそれのある行為。
- ④騒音又は大声を発生し、暴力を用い、その他、他人の迷惑になる行為。
- ⑤催物に直接関係のない物品の販売・陳列又は飲食物を販売提供すること。
- ⑥施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失、又はこれらのおそれのある行為。
- ⑦当館の許可なく広告類を掲示、又は配布すること。
- ⑧当館の許可なく所定の場所以外へ立入ること。
- ⑨許可を受けずに寄付行為及び金品を集めること。
- ⑩当館の許可なくペット(動物)を館内に持ち込むこと。

3 利用上の 管理責任(3)

◆許可を要する行為

行為の内容	許可内容・条件	所定の場所	添付書類
1. 広告類の掲出 (ポスター・案内板・旗・のぼり類の掲出)	①所定の場所に当館の指示に従い掲出すること。 ②催物に直接関係のあるものに限る。	①掲示板 ②外壁 ③柱 ④室内壁(コンクリート面) ⑤国旗掲揚ポール ⑥旗竿パイプ ⑦敷地内(立入禁止区域を除く)	①掲示する物品又は一覧表 ②掲示場所図面
2. 広告類の配布 (パンフレット・チラシ等広報宣伝資料類)	①所定の場所で当館の指示に従い配布すること。 ②催物に直接関係のあるものに限る。	①劇場ホワイエ ②会議場ロビー ③展示場内 ④各施設出入口 ⑤敷地内	①配布する物品又は一覧表 ②配布場所図面
3. 寄付金品の募集	①所定の場所で当館の指示に従い募集すること。 ②催物に直接関係のあるものに限る。	①劇場ホワイエ ②会議場内及びロビー ③展示場内	①募集要項 ②募集場所図面
4. 物品の販売 (飲食物を除く)	①所定の場所で当館の指示に従い販売すること。 ②催物に直接関係のあるものに限る。	①劇場ホワイエ ②会議場内及びロビー ③展示場内 ④敷地内(立入禁止区域を除く)	①販売物品一覧表 ②販売場所図面 ③販売関係業者一覧表
5. 物品の展示・陳列 (装飾・テント設営含む)	①所定の場所で当館の指示に従い展示・陳列すること。 ②火気類を使用する展示・陳列は許可しない。ただし、消防署の許可(承認)を得たものはその限りではない。 ③展示・陳列品の管理は、主催者が行うものとする。	①劇場ホワイエ ②会議場内及びロビー ③展示場内 ④敷地内(立入禁止区域を除く)	①展示・陳列物品一覧表 ②展示・陳列配置図面 ③展示・陳列関係業者一覧表 ④消防署へ提出した書類の写し及び許可(承認)書
6. 飲食物の販売 (1)屋台・露店等による調理を伴う飲食物の販売	①所定の場所で当館の指示に従い販売すること。 ②展示場使用の場合のみ許可する。 ③使用場所の清掃及び残り物の処理を確実にし、原状回復すること。	①第4駐車場内の指定場所	①保健所の承諾書 ②販売関係業者一覧表 ③販売設置箇所図面
(2)調理済み持込み飲食物の販売	①所定の場所で当館の指示に従い販売すること。 ②使用場所の清掃及び残り物の処理を確実にし、原状回復すること。	①劇場ホワイエ ②会議場内及びロビー ③展示場内 ④敷地内(立入禁止区域を除く)	①販売品目一覧表 ②販売関係業者一覧表 ③販売場所図面
7. 飲食物の提供	①所定の場所で当館の指示に従い提供すること。 ②使用場所の清掃及び残り物の処理を確実にし、原状回復すること。	①展示場内 ②劇場ラウンジ ③会議場内(会議開催に伴う場合のみ許可する) ④昼夜食・弁当は劇場ホワイエ・楽屋・展示場控室	①提供品目一覧表 ②提供関係業者一覧表 ③提供場所図面
8. 噴煙又は裸火の使用	①消防署の許可(承認)がある場合のみ許可する。 ②消防署の許可(承認)を受けた場所で当館の指示に従い使用すること。	①劇場舞台 ②展示場内 ③会議場内	①消防署へ提出した書類の写し及び許可(承認)書
9. テレビ・ラジオ等の中継放送・録画等および写真撮影等	①当館の指示に従い放送・録画・撮影すること。	①施設管理上支障のない場所	①企画書又は台本 ②関係業者一覧 ③機材配置図

※備考 添付書類については、許可申請内容により上記以外の書類の提出を求められることがあります。

4 施設利用上の 注意事項 (1)

共通

1 催物当日



- ①当館管理事務所にて入館・退館のサインを申請者が行って下さい。サインを確認後、ホール担当者が会場の開錠・施錠を致します。
- ②催物当日における施設及び備品の利用については、事前の打合わせ事項の範囲内とします。それ以外の利用については、当館担当者の許可が必要です。
- ③定員を厳守して下さい。もし、当日、入場者が定員を超過した場合は、定員の状態となるまで開演を認めません。(このため入場できなかった者に対しては、主催者が責任をもって対応して下さい。)
- ④管理上必要があると認めた場合、当館担当者は利用許可した場所に立入り、関係者に質問、又は必要な指示をします。
- ⑤申請者は、**会場責任者**を選任し当館に届け出るとともに当該責任者をもって会場管理、その他災害防止等の責務にあてて下さい。
- ⑥会場責任者は、管理状況を把握しておくとともに、常にその所在を明確にして下さい。
- ⑦会場責任者は、施設等の利用を終了した場合は、必ず当館担当者、ホール担当者の点検を受けて下さい。
- ⑧会場内の**ガラス面・漆喰面等への貼紙、画鋲等の使用は禁止**しています。

2 防災・避難誘導體制



下記の事項を遵守して下さい。

- ①**来場者の入場・退場**をはじめ、施設利用中に起こった**事故**はすべて**申請者**の責任となりますので事故防止には万全の注意を払って下さい。
- ②開演に先立ち、客席内における**非常口や喫煙、裸火使用及び危険物品の持込み等の禁止事項**について、申請者は場内放送を行い来場者に周知して下さい。
- ③**仮設のカーテン、幕、カーペット及び合板等は防災処理を施したものを**利用して下さい。
- ④スタッフ、出演者及び関係者の喫煙管理と作業、リハーサル、本番等終了後は原状回復して下さい。
- ⑤避難通路を確保し、非常口に直通させて下さい。
- ⑥消火栓・消火器・火災報知機・誘導標識及び排煙スイッチ等、**防災設備の周辺及び点検口付近**に、展示物の設置や装飾物を置くことはできません。
- ⑦催物内容、入場者数に応じて客席の**通路及び非常口に避難誘導員の配置**をして下さい。
- ⑧非常時の放送は当館の非常放送設備を利用し、来場者が動揺をきたさないよう適正に行ってください。
- ⑨視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)の上に障害物を置かないで下さい。やむを得ず設置をする場合は、仮設にて視覚障害者誘導用ブロックの設置をして下さい。
- ⑩催物内容及び入場客層に応じた救護員(医師・看護師)の配置をして下さい。
- ⑪展示場の救護室・劇場の休養室は、共有スペースとなっておりますので、あらかじめご了承ください。また、救護室以外での利用はご遠慮下さい。

3 附属設備利用上の 諸注意点について



- ①当館から借用した備品については催物終了後に当館担当者または、ホール担当者の指示に従い、必ず元の状態に戻して下さい。
- ②備品等利用における、次の作業については十分ご注意下さい。

【舞台・音響・照明関係】

- ア.舞台、音響及び照明装置等は、地震に備えて転倒、落下防止装置を施して下さい。
- イ.設営・撤去の際はヘルメットを着用して下さい。
- ウ.通路、客席の仮設ケーブルは、床等に固定あるいは覆いを掛け、歩行または避難障害にならないよう配線して下さい。
- エ.仮設物により避難通路幅の減少、非常口の遮へい及び避難口誘導灯表示をさえぎる設営を行わないで下さい。
- オ.高所作業車を操作する際は、必ず資格を有する者が行うこと。常に安全ベルトを着用し、作業台には工具以外は置かないで下さい。(落下の恐れあり)また、作業者は仕込、撤去等以外の目的では利用しないで下さい。
- カ.ピット内電源盤の接続に際しては、資格を有する者が扱うこと。利用中はピット内にその他の者が出入りしないよう十分注意して下さい。
- キ.ロールブラインドへのテープ等の貼り付けは禁止します。

4 施設利用上の 注意事項 (2)

共通

4 仮設電源の利用



- ①施設電気配線で補えないための電気配線工事を行う場合は、あらかじめ電気工事届に関係図面を添えて当館担当者へ提出し、承認を受けて下さい。
- ②使用期間中の**仮設分電盤の電源の入・切操作は、責任者**が行って下さい。
- ③終日通電を行う場合は、図面上にその機器等を明記し、事前に当館担当者へ申し出て、承認を受けて下さい。

5 仮設電話取付に伴う 構内電話の利用



仮設電話取付に伴う構内電話設備を利用する場合は、あらかじめ構内電話設備利用届に関係図面を添えて、当館担当者へ提出し、承認を受けて下さい。

6 屋外水道の利用



- ①露店等で屋外水道を使用する場合は、水道メーターを設置いたしますので、事前に当館担当者へ申し出て下さい。また、蛇口のみを設置となっておりますので、シンクの設置をして下さい。
- ②排水は**所定の排水口**から流して下さい。(油・食べ残し等流すのは厳禁)

7 屋外設営



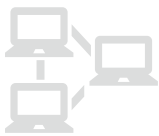
- ①設営は**借用時間内**に行って下さい。
- ②テント、ブース等設営は、決められた場所に設営して下さい。また、屋外は風が強いいため、**必ず重石の設置、養生等を行い安全を確保**して下さい。

8 搬入・搬出



- ①施設への機器等の搬入・搬出にあたっては、万全な養生を行い、施設への損傷がないよう十分に注意して下さい。
- ②許可なく施設内への車両乗入は禁止しています。
- ③搬入・搬出は各会場の搬入口を利用して下さい。

9 インターネットの利用



- ①インターネットへの接続に関して申請者が設定される場合は、基本的に無料です。パソコンなどの機器とLANケーブルを持ち込み、パソコンに「IPアドレスの自動取得(DHCP)」の設定(一般的な設定はそうになっています)を行えば各棟に配置されたLANコネクタに接続することでインターネットに接続できます。各部屋で接続端子が不足する場合は、増設用のハブを持ち込み下さい。また、無線LANについても基本的に全館無料です。
お近くのアクセスポイントを検索して利用下さい。
- ②各会場を接続するLANシステムの構築を有料にて提供しています。その際は事前に当館担当者へ申し出て下さい。

10 催物の宣伝、 入場券の発行等



- ①**主催者が催物を宣伝する場合**において、催物会場が当館内である旨を公表するのは、**利用許可を受けた後**に行ってください。
- ②入場券又は整理券を発行する場合は、会場の収容定員を厳守し、みだりに券を発行して混乱が生じないように注意して下さい。
- ③問い合わせ先は、申請者の電話番号を掲載下さい。パンフレット、入場券などに**当館の電話番号記載**はご遠慮下さい。

4 施設利用上の 注意事項 (3)

会場別

● 展示場



- ①アリーナ部仮設客席の適正配置については次によることとします。
- ア. 外周通路の幅員は**1.5m以上**確保して下さい。
 - イ. 通路は**80cm以上**確保して下さい。ただし、中央に位置する通路の2系統以上は**1.2m以上**確保して下さい。
 - ウ. **舞台が見えない、死角となる客席は設けないで下さい。**
 - エ. **立ち見席は、階段・避難通路には設けないで下さい。**
 - オ. 車椅子席を設ける場合は、係員を配置するとともに避難上有効な幅員を保持して下さい。
 - カ. アリーナ部に客席を設ける場合はア～オを確保した上で客席数を決定して下さい。
- ②アリーナ床面はアスファルト床材仕上げになっています。設営作業に伴う大・小道具の搬入・搬出に際しては、床面にキズをつけないよう十分に注意して下さい。
- ※次のことは厳禁です。**
- ア. 釘等の打ち込み、接着剤・強力粘着テープ等の使用
 イ. 大道具等を引きずったり、急激に降ろしたりすること
 ウ. 搬入・搬出車両の急発進、急停止
- ③1階アリーナコーナー部分、2階客席床面はカーペット仕上げとなっています。**飲食物等の持ち込みによる汚損等は申請者弁償**となりますので注意して下さい。
- ④通路上及び非常口に展示物等のコーナーを設け、または机・椅子・植木・その他の器物を当館に届け出なく置くことは固く禁じます。
- ⑤アリーナ部荷物搬出入口は幅3.6m、高さ3.7mです。車両の手配の際は注意して下さい。
- ⑥立入禁止場所への要員配置をして下さい。
- ⑦アリーナ北側は空調の吸込み口となっているので、設置物等注意して下さい。
- ⑧**屋内消火栓の前面へ、展示物の設置や装飾物を置くことは固く禁じます。**ホースを出して活動ができるスペースを確保して下さい。
- ⑨展示場で催物を行う場合は、当館の承認を得た上、催物開催届出書に図面を添えて**宜野湾市消防本部**へ2部提出して下さい。

● 劇場



- ①ホール内への飲食物等の持込みは禁止です。
- ②各階ホワイエ床面はカーペット仕上げとなっています。**飲食物等の持込みによる汚損等は申請者弁償**となりますので注意して下さい。
- ③定員を厳守して下さい。

固定席 / 1,709	特別席 / 30	母子室 / 24	立ち見 / 78	合計 / 1,841
-------------	----------	----------	----------	------------

※オーケストラピット使用時				
固定席 / 1,541	特別席 / 30	母子室 / 24	立ち見 / 78	合計 / 1,673

● 会議場



- ①室内はすべてカーペット仕上げとなっています。**飲食物等の持込みによる汚損等は申請者弁償**となりますので注意して下さい。
- ②A棟ロビー正面、B棟両側通路・室内正面の壁面は一部漆喰塗りとなっていますので、設営作業の際は注意して下さい。
- ③漆喰面・木製ドア・ガラス面への貼紙、画鋲等の使用は禁止です。
- ④会議場A1の2階バルコニーへの客席・ブース等の設置、立ち入りは禁止です。

5 火気危険物品等の 取扱い(1)

※会場内で火気を使用したり、危険物を持ち込むことは、火災予防条例に基づき原則として禁止されています。

禁止内容

- ①喫煙(マッチ、ライター等で点火し喫煙する一連の行為をいう。)
 - (ア)危険物(ガソリン・灯油等)
 - (イ)可燃性固体類(固形アルコール・ラッカーパテ等)及び可燃性液体類(綿花類、わら類等)
 - (ロ)可燃性ガス ※液化ガスに限る(プロパン・水素等)
 - (ハ)火薬類(打上煙火を除く煙火に限る)
- ②危険物品の持ち込み
 - (ア)気体、液体、固体燃料を使用する火器器具で、炎、火花を発生させるもの。又は発熱部を外部に露出するもの。
 - (イ)電気を熱源とした器具
 - ・発熱部が赤熱して見えるもの ※ただし、発熱部がカバー等で覆われており、着火危険がないもの。(ホットプレート、ヘアドライヤー等)を除く。
 - ※外部に露出した発熱部で、可燃物が触れた場合、瞬時に着火のおそれがあるもの。(発熱部の表面温度が概ね400度以上)
 - ※ただし、以上の禁止内容については、事前に申請し、解除条件を満たすと確認された場合のみ、宜野湾市消防長によって解除承認されますので、宜野湾市消防本部へ申請を提出する前に、必ず当館担当者と協議して下さい。なお、禁止行為解除承認の条件は次のとおりです。
- ③裸火の使用

※解除の基本条件 1) 禁止行為が社会通念上必要であると認められ、かつ、火災予防上及び人命安全上支障がないと認められる場合について必要最小限その解除を承認するものとし、その他の消防規則を遵守するものとする。
2) 会場責任者等により、常時監視できること。

喫煙

- 1) 設置場所… 展示場控室1部屋または劇場楽屋1部屋のみ。
- 2) 安全措置… (ア) 喫煙場所には、分煙機、水入りバケツ、消火器を設けること。
(イ) 吸殻は、随時安全な場所、安全な方法で処理すること。

展示場

危険物品の持ち込み

(公衆の出入りする部分)

- 1) 会場責任者等の監視体制が講じられていること。
- 2) 消火器具を設けること。(消火能力単位が2以上の消火器具による)
- 3) 出入口及び階段等からの水平距離は、危険物については、水平距離6m(危険物のうち、危省令第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵又は取扱うものについては、水平距離3m)、その他の危険物品については、3m以上とすること。(耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く)
- 4) 火気使用場所から水平距離5m以上離れていること。(特定不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く)
- 5) 保管については密栓を行い、他の物品を隔離すること。
- 6) 承認される範囲は、次によること。

- ①危険物……………危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。
- ②可燃性固体類及び可燃性液体類……………条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。
- ③可燃性ガス容器(液化ガスに限る)……………ガス総質量5kgに相当する個数以下であること。
 高压ガス保安法の適用を受ける容器を持ち込む場合は、2kg以下のボンベとし、次の措置が講じられていること。
 (ア) 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。
 (イ) 容器の転倒防止措置が図られていること。
 (ロ) 容器の連結使用がないこと。
- ④火薬類(打上煙火を除く煙火に限る)……………火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき次の個数以下であること。
 (ア) 0.1g以下のものは、30個
 (イ) 0.1gを超え15g以下のものは、5個

裸火使用

(噴き出し煙火)
(舞台)

- 1) 実験により特性の確認を行うこと。ただし、実験以外の方法で特性を確認できるものについては、この限りではない。
- 2) 煙火は固定して消費すること。
- 3) 飛散した火花が床面に落下する前に燃えつきるものであること。
- 4) 火花の飛散範囲は2m以内であること。ただし、飛散範囲のうち煙火の火花の高さは、舞台部の空間の高さに応じて、表1の高さ以内とすることができる。

表1

舞台部の空間の高さ	8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上
噴出し煙火の火花の高さ	2.0m	2.5m	3.0m

- 5) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2mの床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。
- 6) 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4m、周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。
- 7) 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。
- 8) 火花の飛散範囲内から6m以内に観客がないこと。
- 9) 消費中の煙火は、移動しないこと。
- 10) 煙火消費後、排煙の措置を講じること。
- 11) 消火器を増設する他、屋内消火栓設備の使用準備をすること。
- 12) 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。

裸火使用

(公衆の出入りする部分)

- 1) 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できること。
 なお、条例に定められた器具の場合は、条例による離隔距離とし、それ以外の場合は、火災の幅及び長さに応じて可燃物から表2に定める離隔距離以上の空間を確保しなければならない。

表2

火災の幅	70cm以内	100cm以内
火災の長さ(10cm以内)	100cm	150cm

- 2) 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。
- 3) 会場責任者等による監視、消火等の体制が講じられていること。

5 火気危険物品等の 取扱い(2)

裸火使用 (公衆の出入りする部分)

- 4) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
- 5) 消火器具を設けること。(消火能力単位が2以上の消火器具による)
- 6) 出入口及び階段等から水平距離5m以上離れていること。
(特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く)
- 7) 危険物品その他の可燃性の可燃物から水平距離5m以上離れていること。
(特定不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く)
- 8) 承認される範囲は次によること。

- ①電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器
- ②気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器
(ア)消費量は、1個につき58kw以下、総消費量は、175kw以下であること。
(イ)ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。(カートリッジ式器具を除く)
- ③液体燃料及び固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。
- ④火炎を有するものは、火炎の長さが概ね10cm以内であること。
- ⑤火薬類を消費する場合は、次によること。
(ア)使用場所は、舞台であること。
(イ)音又は煙を出すための煙火に限ること。
(ウ)煙火は固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く)
(エ)火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。

劇場

危険物品の 持ち込み (舞台・客席)

- 1) 会場責任者等による監視体制が講じられていること。
- 2) 消火器具を設けること。(消火能力単位が2以上の消火器具による)
- 3) 承認される範囲は次によること。

- ①危険物……………危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。
- ②可燃性固体類及び可燃性液体類……条例別表第8に定める数量の100分の1未満であること。
- ③可燃性ガス容器(高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)……ガス総質量0.5kgに相当する個数以下であること。
- ④火薬類(打上煙火を除く煙火に限る)……火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき次の個数以下であること。
(ア)0.1g以下のものは、50個
(イ)0.1gを超え15g以下のものは、10個
ただし、0.1gを超え5g以下のものについては、安全な措置を講じている劇場(舞台部にスプリンクラー設備が設置され、当該部分に空間高さが8m以上であること)に限り、上記の数に加えて、更に、10個まで持ち込むことができる。

裸火使用 (舞台)

- 1) 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できること。
なお、条例に定められた器具の場合は、条例による離隔距離とし、それ以外の場合は、火炎の幅及び長さに応じて可燃物から表3に定める離隔距離以上の空間を確保しなければならない。

表3

火炎の長さ	火炎の幅	40cm以内	50cm以内	60cm以内	70cm以内	80cm以内	100cm以内
	20cm以内	100cm			150cm		
20cm-40cm以内	100cm	150cm	200cm	250cm	300cm	350cm	

- 2) 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。
- 3) 会場責任者等による監視、消火体制が講じられていること。
- 4) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
- 5) 消火器具を設けること。(消火能力単位が2以上の消火器具による)
- 6) 承認される範囲は次によること。

- ①電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器
- ②気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具及びその他の機器
- ③液体又は固体燃料を消費する火気使用設備及びその他の機器は、次の要件を満たす場合に限ること。
(ア)舞台で、演技上必要なものに限ること。
(イ)危険物は、引火点が40度以上、かつ、消費量が100ml以内であること。
(ウ)危険物は、もれ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。
(エ)火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが概ね表4の長さ以内であること。
(オ)燃焼の炎は安定継続するものであること。
(カ)燃焼に際し火の粉が発生しないこと。

表4

舞台部の空間の高さ	8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm

- ④火薬類を消費する場合は、次によること。
(ア)飛散した火花が床面に落下する前にもえつきるものであること。
(イ)火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが概ね表4の長さ以内であること。
(ウ)煙火は固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く)
(エ)飛ばす煙火は認められないこと。(ロケット花火のように火花が飛んでいく煙火をいう)
(オ)火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。
(カ)噴出し煙火は、表1によること。(裸火使用<舞台>)の1)~12)の規定が該当する)
(キ)0.1gを超える火薬類の消費は、同時に10個以下とすること。
- ⑤その他の裸火
(ア)個体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。
(イ)火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが概ね表4の長さ以内であること。
(ウ)瞬間的に燃焼する炎の大きさは、必要最小限とすること。

※展示場を一時的に劇場として使用する場合において瞬間的に火炎を有するものにあつては、火炎の長さは2m以内とする。この場合は、可燃物までの離隔距離は、3.5m以上を確保すること。

7 避難経路図(2)

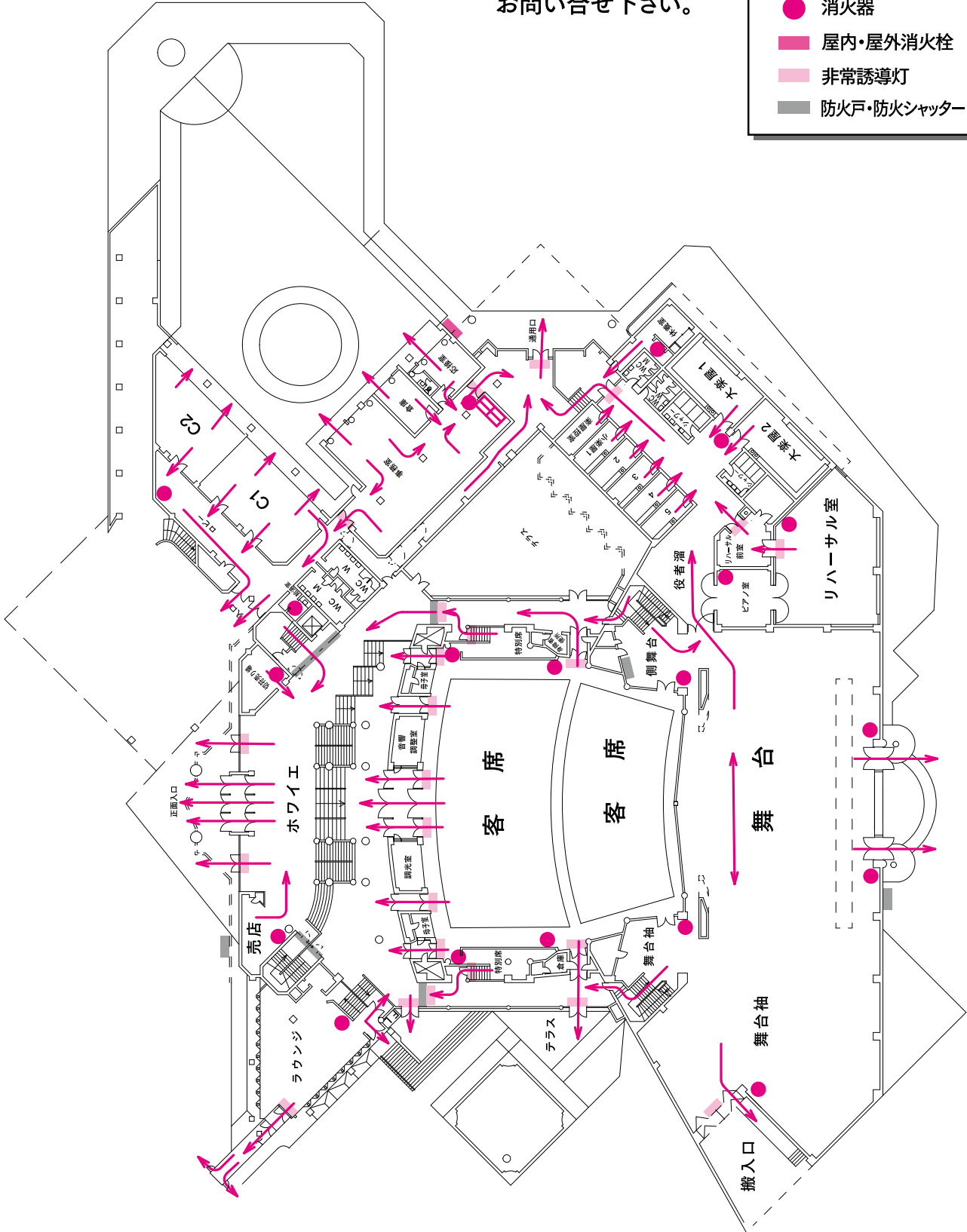
劇場棟 1 階

消防用設備等の設置位置及び避難経路図

※2階・3階避難経路図
もあります。当館職員へ
お問い合わせ下さい。

施設分類凡例

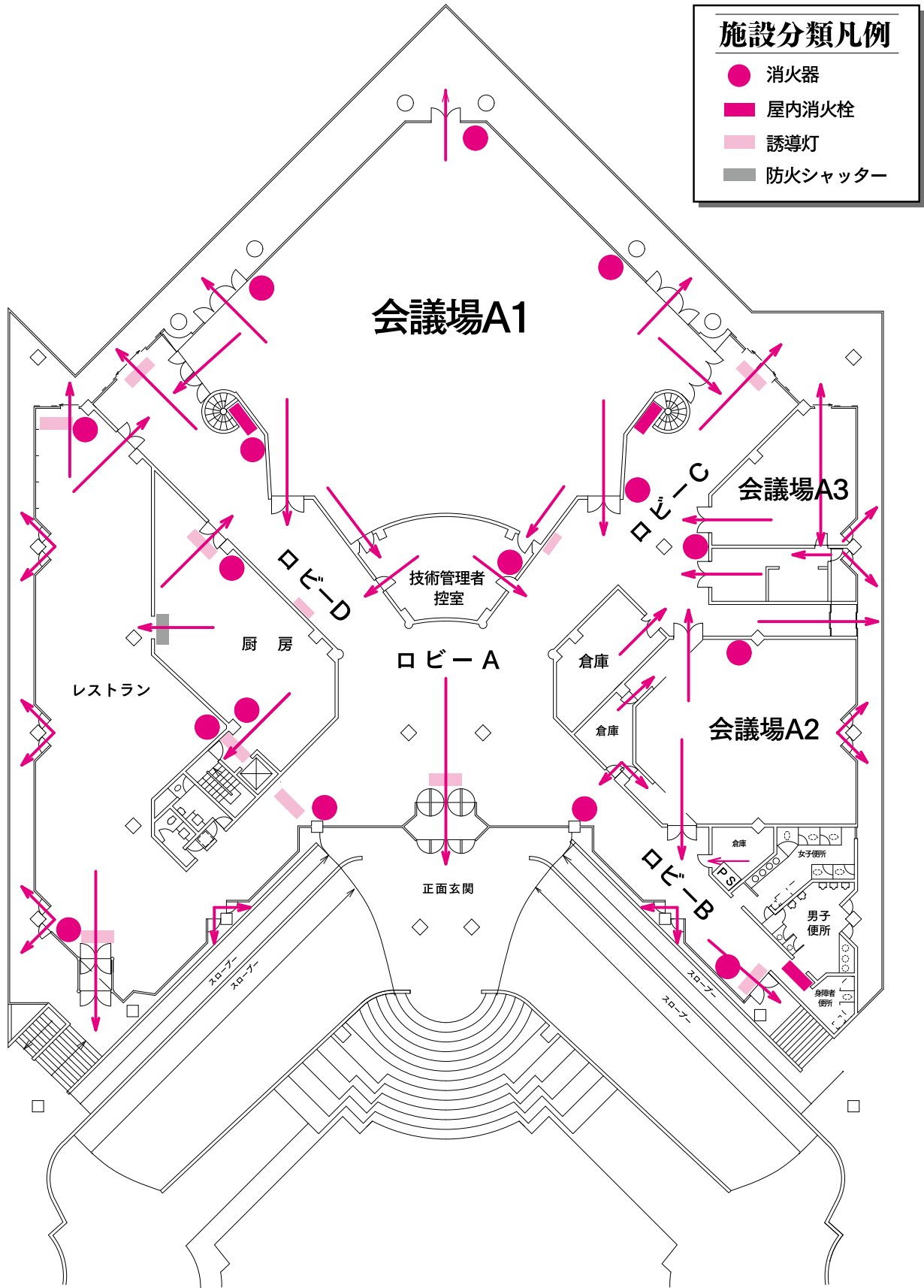
- 消火器
- 屋内・屋外消火栓
- 非常誘導灯
- 防火戸・防火シャッター



7 避難経路図 (3)

会議棟A

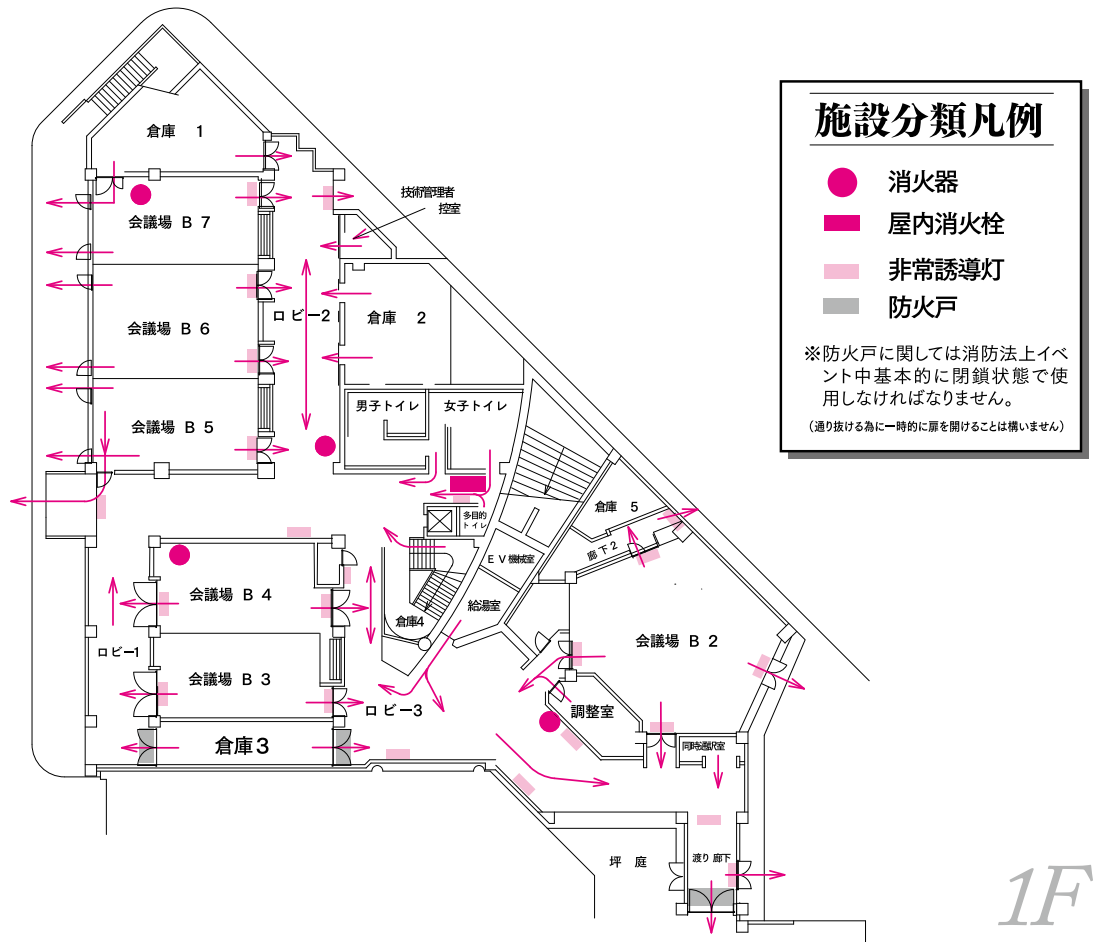
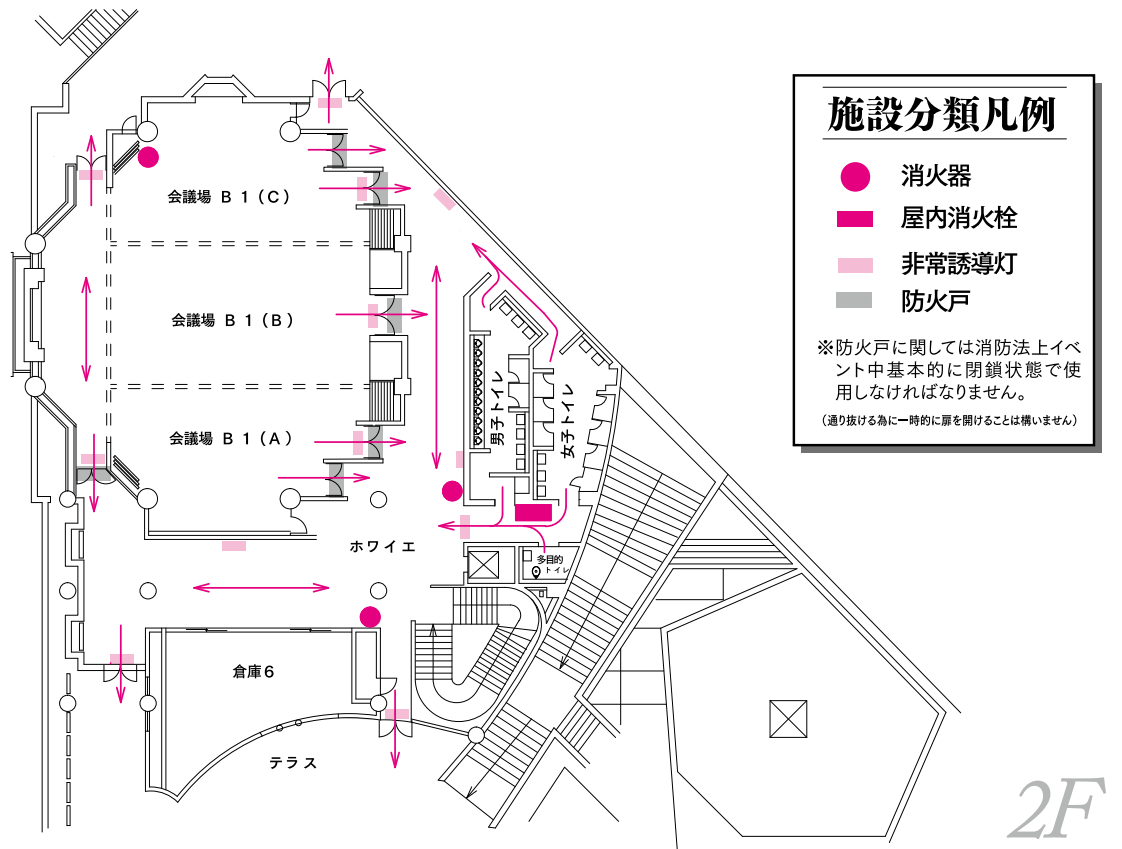
消防用設備等の設置位置及び避難経路図



7 避難経路図 (4)

会議棟 B

消防用設備等の設置位置及び避難経路図





沖縄コンベンションセンターは、展示棟、劇場棟、会議棟A、会議棟Bの4つの建物で構成されており、それぞれ、展示棟は「空」、会議棟は「海」、劇場棟は「ガマ(洞)」のコンセプト及びデザインによって建築されています。

「空」は鳥や太陽であり、「海」はその中に棲む生物たちであり、「ガマ」は人々を意味しています。

沖縄の強い陽射しを大鳥が羽を広げることにより、さざぎり、その木陰に人々が集います。

「海」を眺望する会議場はグルクン(県魚:タカサゴ)やマンタ、そして「亀」に導かれ海底の世界へ。竜宮にも通じるような海底樂園へ思いをはせさせます。

人々を包み込むシェルターとしての「ガマ」は、西(東シナ海)に沈む夕陽を静かに受け入れます。そこには、戦中において追いつめられた人々が鳥の翼に乗って空へ逃れ、亀やマンタの背に乗って海に逃れることができたという願いがこめられています。

沖縄コンベンションセンター


OKINAWA CONVENTION CENTER

〒901-2224 沖縄県宜野湾市真志喜4-3-1

TEL 098-898-3000

FAX 098-898-2202

 ホームページアドレス <http://www.oki-conven.jp/>

 Eメールアドレス oki-conven@ocvb.or.jp